

通 知 書

平成 2 6 年 4 月 2 6 日

東京都八王子

波 田 地 克 利 殿

東京都新宿区信濃町 3 2 番地
創価学会本部内
創価学会監正審査会
審査員長 大 場 好 孝



東京都審査会の平成 2 5 年 1 2 月 2 9 日
付決定に対する貴殿（以下「申立者」とい
う）の不服申立について，当監正審査会に
おいて審査した結果，次のとおり決定しま
したので通知します。

主 文

本件不服申立を棄却する。

理 由 （ 要 旨 ）

- 1 独自のグループの形成
(1) 独自のグループの形成

ア 申立者は、創価学会の承認を得ることなく、申立者を中心とする、多数の創価学会員で構成された、創価学会組織とは別の独自のグループを形成し活動している。

すなわち、申立者は、全国の学会員を参加対象とするオフ会を15年以上継続して開催し、また東京都内及び近郊の学会員を対象とした勉強会を毎週のように開催し、さらに宿泊を伴う勉強会も開催している。

また申立者は、平成22年2月頃からは多数の学会員が参加する「ツイッター」を利用し始め（平成25年12月当時の参加者数は約160名）、平成20年5月頃に厳選した約30名の学会員が参加したメーリングリスト「裏_o_n_i_倶楽部」を、平成24年4月頃には更に絞り込まれた約10名の学会員が参加した「ツイッター」（いわゆる裏ツイッター）を利用し始めた。このように申立者はいわば3層構造を有する独自のグループを主導して活動している（なお、メーリング

リスト「Y_OH_OH」の参加者数や実態は必ずしも判然としないため、ここでは判断の対象としない)。

申立者は、オフ会や勉強会、メーリングリストやツイッター等において、グループのメンバーに対し、特定の創価学会幹部を名指しで繰り返し批判しており、メンバーの中には、申立者の発言や投稿と同趣旨の発言・投稿を行う者も出ていることが認められる。

イ 申立者を中心とするこのようなグループの存在やグループの活動は、創価学会の承認を受けたものではなく、所属するメンバーの人数や広がり、これまで継続的に活動してきた期間、あるいはその活動の実態等に鑑みれば、創価学会組織とは別の独自のグループ（派閥）であり、派閥としての活動と言わざるを得ない。このような派閥は、いわば組織内組織であり、組織の秩序を乱すものとして創価学会では厳に禁じている。

(2) 申立者の主張

ア この点について申立者は、メーリ

ングリストやツイッターあるいは
オフ会や勉強会といった繋がりによ
るグループの存在は認めるもの
の、①自身は「裏_oni_倶楽部」
等のメーリングリストの設立提唱
者ではなく、中心者でも主導してい
るわけでもない、②申立者は学会組
織において副本部長であり、会内会
派や派閥のトップに就くような立
場にはない、③メーリングリストや
ツイッター、勉強会、オフ会等で行
う情報や意見の交換は、思想信条・
表現の自由として、憲法で保障され
ている人間の基本的な人権である。以
上の諸点から、申立者は、創価学会
内において独自のグループを形成
し主導するものではなく、その活動
は正当なものであると主張する。

イ　そこで、前記①の点（申立者がメ
ーリングリスト等の設立提唱者で
も主導者でもないとの弁解）につい
て検討するに、たとえ申立者がメ
ーリングリストの形式的な提唱者あ
るいは管理者ではなかったとして
も、メーリングリストにおいてもツ
witterにおいても、その投稿内容

を見れば，申立者はその実質的な中心者であり主導者であることは動かしがたい事実である。

現に，申立者は，2008年5月3日のメーリングリストへの投稿において，自ら「裏_o n i _倶楽部」が発足した経緯を説明し，同メーリングリストへの参加をお願いするとともに，メンバーからの提案を受け，「Y _ O H _ O H」の登録者の中から「裏_o n i _倶楽部」のメンバーになるための7つの条件を提示している。そして，申立者は，同条件にかなう31人の登録者を選ずるとともに，「当MLの名前は，裏o n i 倶楽部（u r a - o n i - c l u b）としました」として，新たなメーリングリストの命名も自ら行ったことを報告しているのである。このような点に鑑みれば，申立者がグループの中心者であり主導者であることは明らかなのである。

さらに，申立者は，「八重の相對」なる論をもって，悪の三位一体とされる創価学会幹部に対する批判の



理論的論拠にしており、その論を自らオフ会あるいは勉強会において展開し、メンバーに説いているところである。したがって、申立者がグループの思想的な側面での中心者であり主導者であることも、また動かし難い事実である。

ウ 次に、前記ア・②のとおり、申立者は、学会組織において副本部長であり、会内会派や派閥のトップに就くような立場にはないとして、組織内組織の中心者にはなり得ないかのような弁解をしている。

しかしながら、組織内組織は学会組織とは別の独自の組織であり、申立者が学会組織においてどのような役職にあるかは関係がないばかりか、現に申立者は前述(1)のグループの実質的な中心者として活動しているのであるから、上記弁解には理由がない。

エ さらに、前記ア・③の、申立者が行っている独自のグループとしての活動は、思想信条・表現の自由として憲法で保障されている基本的人権であるから、その活動は正当化

されるという主張について検討する。

言うまでもなく、憲法の人権規定は国家と個人を規律するものであって、私人間を直接規律するものではない。したがって、創価学会の会員である限りは、創価学会の会則等の諸規程やその指導に従うことが優先されなければならない。これは宗教団体の自律権の問題であり、申立者の主張はこれをそのまま認めることはできない。

2 「悪の三位一体」「八重の相對」「天魔」等の論をもって学会幹部を批判する申立者の言動は、分派活動にほかならないこと

(1) 申立者は、メーリングリストやツイッターにおいて、特定の創価学会幹部を「天魔に取り憑かれた」もの、あるいは「悪の三位一体」であるとして強く批判し、また、オフ会や勉強会においても、同様の批判を繰り返している。そして、これらの幹部を倒すことを正当化する論拠として「八重の相對」論を展開する。

また、申立者は、不服申立書において、学会幹部を誹謗中傷する意図もなければ幹部批判は行ってもいい旨述べ、陳述書においては、申立者の発言は「悪しき幹部の実態や行状の正当な告発」に過ぎず「現場を知るものとしてのやむにやまれぬ諫言である」と述べ、さらに、当審査会期日においても同趣旨の発言をしている。

(2) しかしながら、申立者が主張する「八重の相對」論の当否はさて置くとしても、多数の学会員が参加しているメーリングリスト等において、申立者が、八尋副会長が秋谷議長を後ろ盾に谷川副会長を表に立てて学会を乗っ取ろうとしているなどという幹部批判を繰り返していることは明らかである。しかも、これら一部の創価学会幹部は「悪の三位一体」であり「天魔に取り憑かれたもの」であるから打倒されなければならぬと繰り返し述べ、メンバーを扇動すらしている。こうした申立者の言動は、一部の創価学会幹部に対する不信感を植え付け、同幹部に敵対す



るメンバーを糾合しようとするものであり、創価学会の分断を図ろうとする分派活動である。現に、メンバーの中には、申立者と同趣旨の発言をする者すら現れている。

言うまでもなく、創価学会は、異体同心の団結を根本としており、組織攪乱につながる派閥や分派活動は、破和合僧の所為であり、仏法上重罪であるとして禁ずる旨の指導を繰り返している。

しかるに、上記グループにおいて一部の創価学会幹部への批判を繰り返す行い、同じ考えを持つメンバーを糾合しようとする申立者の言動は、会の秩序を乱し会員にも悪影響を及ぼすものであることが明らかであり、およそ認められる余地はない。したがって、これが正当な告発であるとか諫言であるなどという弁解は理由がない。

- 3 申立者の発信した情報に基づいて、マスコミが記事を掲載していること
- (1) 写真週刊誌フライデーの2013年10月4日号や、月刊誌ファクタ

の 2 0 1 3 年 1 1 月 号 に ， 創 価 学 会
の 次 期 会 長 問 題 等 に 関 す る 虚 実 織 り
交 ぜ た 記 事 が 掲 載 さ れ た が ， こ れ ら
は 申 立 者 の 発 言 や 情 報 に 基 づ い て 作
成 さ れ た も の と 認 め ら れ る の で ， こ
の 点 に つ い て 判 断 す る 。

(2) 写 真 週 刊 誌 フ ラ イ デ ー の 2 0 1 3
年 1 0 月 4 日 号 7 8 頁 (同 年 9 月 2
0 日 発 売) に は ， 「 創 価 学 会 『 池 田
大 作 後 継 候 補 』 を 襲 っ た 怪 文 書 騒 動 」
と 題 す る 高 橋 篤 史 の 署 名 入 り で ， 申
立 者 が 警 視 庁 四 谷 警 察 署 刑 事 か ら 任
意 同 行 を 求 め ら れ た 旨 の 記 事 が 掲 載
さ れ て い る 。 申 立 者 は ， 当 審 査 会 に
お い て ， 記 事 を 執 筆 し た 高 橋 篤 史 の
こ と は 知 ら な い し 会 っ た こ と も な い
旨 を 供 述 す る 。

し か し ， 2 0 1 2 年 7 月 の 裏 ツ イ
ッ タ ー に よ れ ば ， 申 立 者 は ， 創 価 学
会 の 元 広 報 室 職 員 で 懲 戒 解 雇 と な
り ， 創 価 学 会 の 会 員 除 名 処 分 と な っ
た 田 口 伸 明 が ， 高 橋 篤 史 の 特 電 (特
別 の 電 話) ま で 知 っ て お り ， 情 報 の
す り あ わ せ を す る ほ ど の 親 し い 間 柄
で あ る こ と を ， 既 に 平 成 2 4 年 の 段
階 で 十 分 に 認 識 し て い た こ と が 認 め

られる。そして、申立者は、当審査会において、田口伸明のことを同人が懲戒解雇処分となった後に行われたオフ会に招き、大久保新平なる偽名を用いて発言をさせたことや、ツイッターで連絡を取り合う関係にあることを認めている。

さらに、申立者は、前記フライデーの記事が掲載された直後である平成25年11月1日、大阪で行われたメンバーとの懇談会において、「僕のあのフライデーは、田口君ルートから資料がその彼（高橋篤史のこと）に渡った、で、その資料に基づいて書いているよ」という話をしていることが認められる。

この点、申立者は、その時の発言は、酒に酔った際に誘導されたものであり、あくまで田口の動きを推測した発言にすぎないと弁解する。しかしながら、質問はとりたてて誘導的なものではなく、申立者の発言内容は十分に信用できるものである。

加えて当該記事には“波田地氏に対する四谷警察署の取調べが平成25年7月30日以降行われていな

い”ことや“波田地氏が告訴代理人である福島啓充弁護士の懲戒請求を行った”ことなど、申立者しか知りえない事実が記載されている。

したがって、以上の諸点を考慮すれば、申立者は、少なくとも、田口伸明に申立者の発言等に関する情報・資料等を提供すれば、それが田口から高橋篤史に渡され、高橋がそれに基づいて記事を作成することを十分に認識していたことが認められ、そのうえで田口に情報・資料等を提供したものと推認できる。

(3) 月刊誌ファクタの2013年11月号(同年10月20日発売)の記事については、そのうち特徴的と思われる6か所の部分において、申立者のメーリングリストやツイッターでの投稿の内容、あるいは申立者の都内勉強会での発言、関西や中部オフ会での発言の内容とほぼ一致し、対応していることが認められ、申立者の発言や投稿等が同記事の基になっていることが推認できる。

申立者は、当審査会において、月刊誌ファクタの関係者とは全く関係



がないと言い、話をしたこともないと供述しながらも、前記の情報をファクタに提供した人物については思い当たるところがあるとし、それは田口伸明であるとしている。

そして、前述のとおり、申立者は、前記ファクタの記事が掲載された直後である平成25年11月1日、大阪においてメンバーとの懇談会を行い、前記フライデーの記事に関する掲載ルートの話に続いて、ファクタの記事の掲載ルートについてもメンバーから「あの、ファクタもそうなんですか？ファクタは関係ない？」という質問を受けた。これに対し申立者は、「ファクタも同じ」である旨の回答を明確に行っている。

したがって、以上の諸点を考慮すれば、申立者は、少なくとも、田口伸明に資料・情報等を提供することにより、田口のルートから前記のよう記事がマスコミに掲載されるであろうことを十分に認識していたことが認められ、そのうえで田口に資料・情報等を提供したものと推認できる。



4 以上の申立者の行為は，創価学会会員規程第7条1項2号の「この会の・・・指導に反し，またはこの会の秩序を乱す行為」及び同4号の「会員としてふさわしくない行為で・・・この会もしくは会員に迷惑を及ぼす行為」に該当する。

5 情状

創価学会において，会の承認を受けず組織とは別の独自のグループ（組織内組織，派閥）を形成することは厳しく禁じられており，当然，分派活動も厳禁されているところである。

申立者は，メンバー間のやり取りに使用するメーリングリスト「裏_oni_倶楽部」のメンバーになるための条件として「絶対に情報を漏らさない」という項目を加えて人選を厳しくし，秘密保持にとりわけ注意を注いでいる。これ自体，申立者が創価学会において派閥（組織内組織）が厳禁されていることを認識していたことを示すものである。

それにもかかわらず，申立者は，さ



らなるメンバーの糾合を行い、グループの輪を広げようとしている。そして同グループを主導する申立者は、メーリングリストやツイッターあるいは勉強会やオフ会における創価学会幹部への批判を益々エスカレートさせている。そのうえ、申立者が発信した情報に基づき週刊誌や月刊誌に創価学会に関する虚実織り交ぜた記事が掲載されたことに鑑みても、会の秩序や会員への影響には甚だしいものがあると言わなければならない。

東京都審査会及び当審査会に提出された申立者の書面並びに当審査会期日における申立者の供述等からすれば、申立者には反省の態度が皆無であって、今後も申立者が同様の活動や言動を続けることは明らかであると思われること等を加味すれば、東京都審査会の結論を変更する必要はない。

6 よって、主文のとおり判断した。